

企業法

【科目別講評】

20問中A評価が10問、B評価が8問、C評価が2問であり、企業法は70点とれば十分安心してよいだろう。

	【配点】	【難易度】	【出題内容】
問題 1	5 点	B	個人商人の商号又は営業譲渡
問題 2	5 点	B	商行為
問題 3	5 点	A	株式会社の設立
問題 4	5 点	A	株式会社の設立
問題 5	5 点	A	公開会社の募集株式の発行
問題 6	5 点	A	株式の譲渡又は株主名簿の名義書換
問題 7	5 点	A	株式会社による自己の株式の取得又は自己株式の取扱い
問題 8	5 点	A	株主総会
問題 9	5 点	B	取締役会設置会社の株主総会
問題10	5 点	A	株主総会の議決権
問題11	5 点	C	取締役
問題12	5 点	B	取締役の競業及び利益相反取引
問題13	5 点	A	監査等委員会設置会社
問題14	5 点	B	株式会社の作成する計算書類等
問題15	5 点	A	株式会社（監査等委員会設置会社を除く。）の行う剰余金の配当等
問題16	5 点	A	社債権者集会
問題17	5 点	B	株式会社の事業又は子会社株式の譲渡
問題18	5 点	B	持分会社
問題19	5 点	C	臨時報告書
問題20	5 点	B	公開買付け

問題 1

正解

3

難易度

B

【出題内容】

個人商人の商号又は営業譲渡

【解 説】

ア. 正 商法14条。

イ. 誤 個人商人は、その氏、氏名その他の名称をもってその商号とすることができる（商法11条1項）。この場合、その商号の登記をすることができるのであって（商法11条2項）、しなければならないわけではない。

ウ. 誤 競業避止義務は、「当事者の別段の意思表示」があれば排除できる（商法16条1項）。

エ. 正 商法17条4項。

以上より、正しいものはアとエであることから、正解は3となる。

問題 2

正解

6

難易度

B

【出題内容】

商行為

【解 説】

ア. 誤 商法506条。

イ. 誤 最高裁判所の判例によれば、商事法定利率に関する商法の規定（商法514条）は、債務者にとって商行為となる行為により生じた債務に限らず、債権者にとって商行為となる行為により生じた債権にも適用される（最判昭30.9.8）。

ウ. 正 商法509条1項2項。

エ. 正 商法512条。

以上より、正しいものはウとエであることから、正解は6となる。

問題 3

正解

1

難易度

A

【出題内容】

株式会社の設立

【解 説】

ア. 正 103条4項。

イ. 正 46条1項4号。

ウ. 誤 834条1号, 838条。

エ. 誤 株式会社の設立の無効の訴えを提起することができるのは、設立する株式会社の株主等（株主、取締役または清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役または清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役、執行役または清算人）である（828条2項1号）。

以上より、正しいものはアとイであることから、正解は1となる。

問題 4

正解

2

難易度

A

【出題内容】

株式会社の設立

【解 説】

ア. 正 34条1項前段。

イ. 誤 最高裁判所の判例によれば、発起人が株式会社の成立後に特定の財産を譲り受けることを約する契約（財産引受け, 28条2号）を締結した場合、定款に法定の事項の記載がなければ、当該契約は無効であり（最判昭36. 9. 15）, 成立後の株式会社が追認したからといって、法定の要件を欠く無効な契約が有効となるものと解することはできない（最判昭42. 9. 26）。

ウ. 正 52条の2第5項。

エ. 誤 331条1項参照。

以上より、正しいものはアとウであることから、正解は2となる。

問題 5

正解

2

難易度

A

【出題内容】

公開会社の募集株式の発行

【解 説】

- ア. 正 201条1項。
イ. 誤 202条4項。
ウ. 正 最判昭36.3.31。
エ. 誤 本記述の場合において、代表取締役が株主総会の特別決議を経ずに募集事項を決定して募集株式の発行を行うことは、当該募集株式の発行の無効原因とはならない（最判昭46.7.16）。

以上より、正しいものはアとウであることから、正解は2となる。

問題 6

正解

6

難易度

A

【出題内容】

株式の譲渡又は株主名簿の名義書換

【解 説】

- ア. 誤 128条1項前段。
イ. 誤 130条2項。
ウ. 正 130条1項2項。
エ. 正 最判昭42.9.28。

以上より、正しいものはウとエであることから、正解は6となる。

問題 7

正解

5

難易度

A

【出題内容】

株式会社による自己の株式の取得又は自己株式の取扱い

【解 説】

- ア. 誤 165条1項。
イ. 正 461条1項2号, 163条。
ウ. 誤 このような規定はない。なお, 135条3項参照。
エ. 正 178条2項。

以上より, 正しいものはイとエであることから, 正解は5となる。

問題 8

正解

4

難易度

A

【出題内容】

株主総会

【解 説】

- ア. 誤 取締役は, 株主が当該株主総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合には, 説明を拒否することができる(314条ただし書, 施行規則71条3号)。
イ. 正 316条2項。
ウ. 正 318条2項。
エ. 誤 このような規定はない。318条5項と混同しないこと。

以上より, 正しいものはイとウであることから, 正解は4となる。

問題 9

正解

3

難易度

B

【出題内容】

取締役会設置会社の株主総会

【解 説】

- ア. 正 295条2項。
- イ. 誤 299条2項2号。
- ウ. 誤 303条2項。
- エ. 正 305条1項前段。

以上より、正しいものはアとエであることから、正解は3となる。

問題10

正解

1

難易度

A

【出題内容】

株主総会の議決権

【解 説】

- ア. 正 308条1項かつこ書。
- イ. 正 313条1項2項。
- ウ. 誤 308条2項。
- エ. 誤 310条1項。

以上より、正しいものはアとイであることから、正解は1となる。

問題11

正解

5

難易度

C

【出題内容】

取締役

【解 説】

ア. 誤 このような規定はない。取締役は個人的信頼関係をもとに株主総会で選任されるのだから（329条1項），代理人にその職務を執行させることはできないはずである。

イ. 正 2条15号ハ。

ウ. 誤 施行規則74条1項2号参照。

エ. 正 346条2項3項。

以上より、正しいものはイとエであることから、正解は5となる。

問題12

正解

4

難易度

B

【出題内容】

取締役の競業及び利益相反取引

【解 説】

ア. 誤 損害の額が推定されるのは、取締役会の承認を受けずに行われた競業取引についてである（423条2項）。

イ. 正 356条1項2号，365条1項。

ウ. 正 取締役が株式会社に対し無利息・無担保で金銭を貸し付ける行為は，利益相反取引に該当しない（最判昭38.12.6）。

エ. 誤 本記述の場合，取締役が株式会社に対して無効を主張することは許されない（最判昭48.12.11）。

以上より、正しいものはイとウであることから、正解は4となる。

問題13

正解

2

難易度

A

【出題内容】

監査等委員会設置会社

【解 説】

ア. 正 331条3項, 363条1項1号。

イ. 誤 332条4項。

ウ. 正 399条の13第6項。

エ. 誤 399条3項。

以上より、正しいものはアとウであることから、正解は2となる。

問題14

正解

1

難易度

B

【出題内容】

株式会社の作成する計算書類等

【解 説】

ア. 正 437条。

イ. 正 442条3項。433条2項3号と混同しないこと。

ウ. 誤 440条3項。

エ. 誤 941条かっこ書。

以上より、正しいものはアとイであることから、正解は1となる。

問題15

正解

4

難易度

A

【出題内容】

株式会社（監査等委員会設置会社を除く。）の行う剰余金の配当等

【解 説】

ア. 誤 454条1項1号かつこ書, 107条2項2号ホ。

イ. 正 459条1項柱書。

ウ. 正 458条。

エ. 誤 461条1項4号, 462条1項柱書。

以上より, 正しいものはイとウであることから, 正解は4となる。

問題16

正解

1

難易度

A

【出題内容】

社債権者集会

【解 説】

ア. 正 715条。

イ. 正 742条1項。

ウ. 誤 723条2項。

エ. 誤 このような規定はない。社債権者集会の決議は, 裁判所の認可を受けなければその効力を生じないからである(734条1項)。社債権者集会の召集の手續が法定に違反する場合には, 裁判所は認可をすることができない(733条1号)。

以上より, 正しいものはアとイであることから, 正解は1となる。

問題17

正解

5

難易度

B

【出題内容】

株式会社の事業又は子会社株式の譲渡

【解説】

ア. 誤 467条1項2号。

イ. 正 467条1項2号の2。

ウ. 誤 事業譲渡には、債権者異議手続の規定はない。債務者を交替するためには、個別に債権者の同意を得る必要があるからである。

エ. 正 468条1項。

以上より、正しいものはイとエであることから、正解は5となる。

問題18

正解

2

難易度

B

【出題内容】

持分会社

【解説】

ア. 正 580条2項。

イ. 誤 598条1項。

ウ. 正 594条1項柱書1号。

エ. 誤 628条後段。なお、628条前段にいう利益額の意味につき、計算規則163条参照。

以上より、正しいものはアとウであることから、正解は2となる。

問題19

正解

3

難易度

C

【出題内容】

臨時報告書

【解 説】

- ア. 該当する 金商法24条の5第4項, 開示府令19条2項4号。
イ. 該当しない 規定がない(金商法24条の5第4項, 開示府令19条1項2項)。
ウ. 該当しない 規定がない(金商法24条の5第4項, 開示府令19条1項2項)。
エ. 該当する 金商法24条の5第4項, 開示府令19条2項9号の2。

以上より, 正しいものはアとエであることから, 正解は3となる。

問題20

正解

5

難易度

B

【出題内容】

公開買付け

【解 説】

- ア. 該当しない 本来, 公開買付けは, 取引所金融商品市場外で株券等の買付け等を行うことを規制するものである(金商法27条の2第6項参照)。
イ. 該当する 金商法27条の2第1項2号。
ウ. 該当しない 取引所金融商品市場内外の取引を組み合わせた場合に公開買付けの規制の対象となるのは, ウの「取引所金融商品市場外において発行済株式の総数の『100分の3に相当する』株券等を買付けすることにより」の『』の部分が「100分の5を超える」場合である(金商法27条の2第1項4号, 施行令7条4項)。
エ. 該当する 金商法27条の2第1項5号。

以上より, 正しいものはイとエであることから, 正解は5となる。